

劣後特約付無担保社債の期限前償還に関するお知らせ

2025年12月26日

社債権者各位

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 船曳 真一郎

当社が2016年2月10日に発行いたしました、第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下「本社債」といいます）を、2026年2月10日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第9項に基づき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄

三井住友海上火災保険株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

2. 期限前償還期日

2026年2月10日

期限前償還期日後は、利息をつけません。

3. 期限前償還総額

金500億円

4. 期限前償還金額

各社債の金額100円につき金100円

期限前償還期日に、社債、株式等の振替に関する法律および株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

以上